

【資料】

## 教理省——離婚して再婚した信者の聖体拝領

(カトリック教会の司教たちへの手紙)

浜 口 吉 隆

(翻訳)

敬愛する閣下、

1. 国際家庭年は、家庭のための教会の愛と心づかいの証しを再び見出すため<sup>1)</sup>、また同時にその家庭の基礎を築くキリスト教的結婚のこの上ない貴い豊かさを見直すために特別に重要な機会です。
2. この文脈のなかで、規則から外れた結婚状況にある信者たちの困難と苦しみは特別に留意するに値します<sup>2)</sup>。司牧者たちはキリストの愛と教会の母性的な親近感を感じさせるように召されています。彼らを愛をもって受け入れ、神の憐れみに信頼するように勧め、そして賢明と尊敬をもって教会共同体の生活への回心と参加の具体的歩みを彼らに助言するようにしてください<sup>3)</sup>。
3. しかし真実の理解と真正な憐れみは決して真理からは切り離されないことを自覚し、司牧者たちはこれらの信者たちを諸秘跡の執行、特に聖体拝領に関する教会の説教に呼び戻す責務もっています。この点について、ここ最近ではさまざまな地方で種々異なる司牧的解決策が提案されておりますが、それらによれば確かに離婚して再婚した人たちに対する

聖体拝領への一般的許可を与えられないとしても、彼らの良心の判断によって認可されていることだけにとどめるなら、或る事例では賛成することができるかもしれないというものです。このように、例えば先の結婚を救済するように真面目に努力したにもかかわらず、全く不正に棄てられてしまっているとき、あるいは外的法廷で証拠立てることができなかつたとしても先の結婚の無効性が認められたとき、またはすでに反省と痛悔の長い歩みを経てきたとき、あるいは倫理的に有効な動機をもって離婚の義務が果たされないときなどです。

あるところからは、彼らの愛情の状況を客観的に調査するために、離婚して再婚した人たちは賢明で経験を積んだ司祭との面談を企画すべきだという提案もなされています。けれども、この司祭は公的権威を巻き添えにしなくとも、聖体拝領を許すという彼らの良心の不測の決断を尊重することを余儀なくされるでしょう。

これらの、また似通った事例において、離婚して再婚した人たちの異なる状況に正義を取り戻すために、寛大で好意ある司牧的解決を図ってほしいと望んでいます。

4. 似たような司牧的解決が教会の司祭たちからも提案され、ある程度まで実践されるようになったとしても、まだ司祭たちの合意も得られていないし、またいかなる仕方でも教会の共通の教説を構築したり、規律を定めるところまではいっていません。聖書と伝承とに忠実に「信仰の遺産」を権威をもって教え、また解釈することは、教会の普遍的教導職に属することです。

上述した新しい司牧的提案を前にして、この（教理）省はなお本題についての教会の教説と規律を思い起こす義務を持ち続けています。イエス・キリストの言葉に忠実に<sup>5)</sup>、教会は、先の結婚が有効であったならば、新しい結合を有効と認めることはできないと断言します。もし結婚した人が民法上で再婚しているならば、彼らは客観的には神の法と対立して

いる状況にあって、そのような状況が続いている間ずっと、聖体の交わりに入ることはできません<sup>6)</sup>。

この規範は離婚して再婚した人たちに対する刑罰的ましてや差別的性格をもつものではありませんが、むしろ自ら聖体の交わりに入ることを不可能にした客観的状況を表しています。「彼らは、自分たちの状態とその生活条件が、聖体によって意味され実現されているキリストと教会との愛の一致と矛盾している契機のゆえに、許可されえないのです。更に、他の特別の司牧的動機があります。すなわちもしそのような人たちに聖体を許可したとすれば、信者たちは結婚の不解消性に関する教会の教説について誤謬と混乱に誘導されてしまうでしょう。」<sup>7)</sup>

そのような結婚の状況が続いている信者にとって、聖体の交わりに入ることは、ただ秘跡的ゆるしによってだけ開かれています。それが与えられるのは、「契約またキリストへの忠実のしるしを犯してしまったことを痛悔し、結婚の不解消性ともはや矛盾しない生活形態をまじめにする用意がある人だけです。それが具体的に容認されるのは、男性と女性が重大な動機によって、——例えば、子供たちの教育——別居の義務を果たすことができないときであり、『完全な禁欲に生きる、すなわち夫婦に固有な行為を控える責務を引き受ける』ときです。」<sup>8)</sup> そのような場合、彼らは聖体の交わりに入ることはできますが、躓きを避ける義務は残されたままです。

5. 教会の教説と規律は、この主題について、公会議後の時期には使徒的勧告『ファミリアリス・コンソルチオ』によって十分に説明されています。勧告は、他にもない、真理への愛によって、種々異なる状況をよく識別するように義務づけられていることを司牧者たちに思い出させ、離婚して再婚している人たちを教会生活の種々の機会に与らせるように勧めています。それと同時に、「離婚して再婚した人たちに聖体拝領を認めないという聖書に基づいた」<sup>9)</sup> 恒久の普遍的实践を強化しますが、諸

動機を示しながらそうするのです。勧告の構造とその言葉の趣旨は、そのような実践が法律上の義務を負わせるものとして提示されており、異なる状況に基づいても変更され得ないことを明らかにしています。

6. 合法的な妻または夫でない人と「常習的に」同棲している信者は、聖体拝領をすることはできません。それを判断する可能性がある場合には、司牧者また聴罪師たちは事柄の重大さとその人の霊的善<sup>10)</sup> および教会の共同善の必要からみて、そのような良心の判断が教会の教説と対立したままであることを訓戒する重大な責務があります<sup>11)</sup>。更にまた、自分たちに委ねられているすべての信者に教えるとき、この教説を思い出させなければなりません。

それは教会が、このような信者の状況に憐れみの心がないとか、また全く教會的の交わりから除外されているということの意味しません。教会は司牧的に彼らを同伴していること、また教会が免除する機能をもち得ない神法の規定と適合しうる限りで、教会生活に参加させるように招きます<sup>12)</sup>。他方、教会生活への彼らの参加が、聖体を受ける問題に専ら縮小されるだけに留まらないように、当該の信者たちに明示しなければなりません。信者は、ミサのなかでのキリストの犠牲に参与する価値について、霊的交わりについて<sup>13)</sup>、祈りについて、神の言葉の黙想について、愛と正義のわざについて、彼らの理解を深めるように援助されなければなりません<sup>14)</sup>。

7. 離婚して再婚した人たちの側から聖体拝領ができるという誤った信念は、通常、自分の固有の信念に基づいて、先の結婚が生存しているか否かについて、また新しい結合の価値について決定する力を、結局のところ個人的良心に帰することを前提しているものです<sup>15)</sup>。しかしそのような権限は認められません<sup>16)</sup>。結婚は、実際にキリストと教会との婚姻的一致のイメージであり、また市民社会生活にあって重要な基礎と要因の中

核である限り、本質的に公的な現実なのです。

8. 確かに、聖体を頂くために適合する資質 (dispositione) についての判断は、適切に形成された倫理的良心から公式化されなければならないということは尤もです。けれども、同様にそれによって結婚が成立する合意は、夫婦各自にとって、また夫婦にとって特別な仕方では教会的また社会的状況を創り出すのですから、単なる個人的判断ではないことも真実です。ですから、固有な結婚状況についての良心判断は、人と神との無媒介の関係だけから見られるのではなく、良心のなかに教会法的諸義務をも含む教会的仲介なしには果たされないのですから、この本質的立場を認めないことは、結婚が教会的現実つまり秘跡として実存しようという事実を否定することを意味するかもしれません。

9. 他方、勧告『ファミリアリス・コンソルチオ』は、離婚して再婚した人たちの種々の状況をよく区別するように司牧者たちを招くとき、先の結婚が取り返しのつかないほどに破綻してしまい、それが決して有効ではなかったことが良心において主観的に確実である人たちの場合をも思い起こさせています<sup>17)</sup>。教会から制定された外的法廷の道を経て、結婚のそのような無効性が客観的であるかどうか確かに見極めなければなりません。教会の規律はカトリック信者の結婚の有効性について調査するとき、教会裁判所の独占的権限を確認すると同時に、また訴訟の事件書類で立証できる真理と正しい良心によって認められる客観的真理とのすべての差異をできるだけ排除する目的で、先の結合の無効性を論証するための新しい道をも提供しています<sup>18)</sup>。

教会の判断に忠実に従うこと、またカトリック信者の結婚の有効性のため、必要である限り、教会法的形式の義務づけに関する有効な規律を遵守することは、当該の信者の霊的善にとってまことに有益なことです。実際に、教会はキリストの体であり、教会的交わりのうちに生きること

はキリストの体のうちに生きることであり、またキリストの体に養われることです。聖体の秘跡を受けることによって、頭であるキリストとの交わりはその肢体つまり教会との交わりから決して切り離され得ません。このために、キリストとの私たちの一致の秘跡は、また教会の一致の秘跡でもあります。教会の交わりの規範と相容れない聖体拝領をすることは、それゆえにそれ自体で矛盾することです。キリストとの秘跡的交わりは、たとえ時には難しいものであっても、教会的交わりの法規を遵守することを含んでおり、またそれを前提するものであって、もし信者が直接にキリストに近づきたいと望んで、この法規を遵守しないならば、正しくまた実り多いものではありません。

10. これまで申し上げてきたことと合わせて、世界司教会議から表明された願いは十分に実現されなければなりません。それはまさに教皇ヨハネ・パウロ二世によってなされたもので、司教たち、司祭たち、修道者たち、そして信者たちの側から配慮と賞賛に値するイニシアティブで実現したものです。つまり親切な愛をもって、規則から離れた結婚状況にある信者たちをキリストの愛と教会の愛のなかで、できるだけのことをして力づけることです。このようにしてのみ、彼らにとってはキリスト教的結婚のメッセージを十全的に受け入れることができるでしょうし、また信仰のなかで彼らの状況の苦しみを堪えることができるでしょう。司牧活動においては、どの人も差別されないで、創造主の賜物として結婚の不解消性を再び取り戻し、新たに委託されたキリストの意志に対する絶対的な信頼だけであることがよく理解されるように、あらゆる努力がなされなければなりません。司牧者たちと信者の共同体が、当該の人たちと共に苦しみ、愛し合うことが必要でしょう。なぜならば、彼らの重荷のなかにも、イエスの負いやすいくびきと軽い荷を認めることができるからです<sup>19)</sup>。彼らの荷はどんなに小さくあるいは取るに足りないものであっても、負いやすいものでも軽いものでもないが、主が——そし

て彼と一緒に全教会が——それを分かち合うとき、軽いものになります。全ったき献身をもって展開されるべき司牧的活動の課題は、真理のうちに、また同時に愛のうちに基礎をもつ援助を提供することです。

教会の生活と実践におけるイエス・キリストの真理を輝かす共同の任務のうちに一致して、キリストにおける最も尊敬すべき閣下の皆さまに、これを公布することをうれしく思います。

ヨゼフ・ラッツィンガー枢機卿長官  
ヌミヂアのチェザレアの名義大司教  
アルベルト・ボヴォーネ秘書官

教皇ヨハネ・パウロ二世は、枢機卿長官との謁見において、本省の通常会議で決定されたこの手紙を認可され、それを公布することを命じられました。

ローマにおいて、教皇庁教理省から  
1994年9月14日、十字架の崇敬の祝日に

## 註

- 1) ヨハネ・パウロ二世『家庭への手紙』(1994年2月2日) 37番参照。
- 2) ヨハネ・パウロ二世、使徒的勸告『ファミリアリス・コンソルチオ』79～84番。AAS 74 (1982), 180-186; EV 7 (1781-1802)。
- 3) 同勸告, 84番参照。AAS 74 (1982) 185; 『家庭への手紙』5番; 『カトリック教会のカテキズム』1651番。
- 4) パウロ六世、回勅『フマネ・ヴィテ』29番。AAS 50 (1968) 50; EV 3/615; ヨハネ・パウロ二世、使徒的勸告『レコンチリアチオ・エト・ペニテンティア』34番。

- AAS 77 (1985) 272; EV 9/1202; 回勅『ヴェリターティス・スプレンドール』95番, AAS 85 (1993) 1206。
- 5) マル10:11-12「妻を離縁して他の女を妻とする者は、妻に対して姦通の罪を犯すことになる。夫を離縁して他の男を夫とする者は、姦通の罪を犯すことになる。」
- 6) 『カトリック教会のカテキズム』1650 参照。また 1640 番およびトリエント公会議第 24 総会, DS 1797-1812 参照。
- 7) ヨハネ・パウロ二世, 使徒的勅告『ファミリアリス・コンソルチオ』84 番。AAS 74 (1982) 185-186; EV 7/1799。
- 8) 同勅告, 84 番。AAS 74 (1982) 186; EV 7/1800。ヨハネ・パウロ二世, 世界司教会議の閉会説教, 7 番。AAS 72 (1980) 1082。
- 9) 使徒的勅告『ファミリアリス・コンソルチオ』84 番。AAS 74 (1982) 185; EV 7/1799。
- 10) 1 コリ 11: 27-29。
- 11) 『新教会法典』987/2; EV 8。
- 12) 『カトリック教会のカテキズム』1640 番参照。
- 13) 教理省『聖体の役務をめぐる或る問題についてのカトリック教会の司牧たちへの手紙』III/4。AAS 75 (1983) 1007; EV 9/391 参照。アヴィラの聖テレジア『完徳への道』35/1; 聖アルフォンソ・マリア・デ・リグォーリ『聖体と至聖なるマリア訪問』
- 14) 使徒的勅告『ファミリアリス・コンソルチオ』84 番。AAS 74 (1982) 185; EV 7/1797。
- 15) 回勅『ヴェリターティス・スプレンドール』55 番。AAS 85 (1983) 1178。
- 16) 『新教会法典』1085/2; EV 8。
- 17) 使徒的勅告『ファミリアリス・コンソルチオ』84 番。AAS 74 (1982) 185; EV 7/1797。
- 18) そのような訴訟における陳述の立証力については, CIC, 1536/2 および 1679 (EV 8) と CCED, 1217/2 及び 1635 (EV 12) を参照。
- 19) マタ 11: 30 参照。

## 〔解説〕

翻訳のテキストとして, Congregazione per la Dottrina della Fede, La ricezione della comunione eucaristica da parte di fedeli divorziati risposati, Lettera ai vescovi della Chiesa cattolica (Documenti Santa



Sede 32), Edizione Dehoniane Bologna 1994, を用いた。

この教理省の手紙は、離婚して再婚している信者は「客観的には神の法と対立している状況にいる」(n. 4) のであるから、聖体拝領することはできないとしている。また秘跡的ゆるしの秘跡によってだけ聖体拝領への道が開かれるが、その前提として再婚の状態にありながら、他の重大な理由——子供の教育など——でそのままの状態に留まらなければならない場合、夫婦行為を避ける禁欲生活をする事、また躓きを避ける義務を認識することである。従って、手紙は、特に個人の良心による主観的判断による聖体拝領の可能性とそのような司牧的配慮が教会の普遍的教導職の立場に反する恐れがあることを警告している(n. 3. 5. 7. 8. 9)。しかしたとえ聖体拝領ができなくとも、信仰をもって教会生活に参加する他の種々の道が開かれており、(n. 6)、教会はキリストの愛と教会の愛をもってそのような状況にある人に対する司牧的配慮を怠るものではないという(n. 10)。

このような内容を見る限り、特別に新しい指針を見出すことはできず、むしろ「教会の普遍的教導職」の權威を再確認させているように思われる。離婚や再婚という現実の状況は複雑な要因によるものであるから、簡単な解決策を打ち出すのは無理としても、実際に苦悩している人々へのイエスの憐れみの愛の心が伝達されなければならないであろう。

日本の教会では第二回福音宣教推進全国会議(1993年11月)で家庭をめぐる諸問題を取り上げたものの、司教団は離婚や再婚という生活状況に生きている人々への特別な司牧的指針も公布していない。例えば、イタリアの司教団は「イタリアにおける今日の結婚と家庭」(Matrimonio e famiglia oggi in Italia, 1969. 11. 15), 「福音宣教と結婚の秘跡」(Evangelizzazione e sacramento del matrimonio, 1975. 6. 20), 「離婚して再婚した者および不法と困難な結婚事情にある者の司牧」(Pastorale dei divorziati risposati e di chi vive in situazioni matrimoniali irregolari e difficili, 1979. 4. 26)などの指針を出している。今、それらを詳細に検討できないが、日本でも倫理的・司牧的解決の方策も講じられる余地があると思われる。

る。差し当たって、次の文献を挙げておく。

1. J. モレイ, 「離婚と再婚」, 『カトリック神学』第二十号 (1971年12月), 98-136頁。
2. J. J. Young (Ed. ), *Ministering to the Divorced Catholic*, New York/Ramsey/Toront, 1979.
3. F. Bersini, *I divorziati risposati e l'ammissione ai sacramenti*, Torino 1980.
4. 日本カトリック宣教研究所編, 『教会は「家庭」をどのように見てきたか』(「教会と家庭」連続研究講座), 女子パウロ会 1993年。